

鶴見区ふれあい助成金

新型コロナウイルス感染拡大を懸念した活動中止による取り扱いについて

基本的な考え方

(助成金が残った場合)

活動を中止したことによって助成金が残ってしまった(対象経費の合計が助成金額を下回った)場合は、返還となります。

(申請回数に満たない場合)

活動を中止し条件回数に満たなかった場合、返還は求めません。

※ただし、助成金を使い切れなかった場合は、返還が必要です。

※回数減の扱いにはならないため、次年度申請の際は前年度と同じ区分で申請可能です。

例

○回数が助成条件に満たないが、助成金は使い切った場合

例) 年間 10 回の活動予定だったが、3 月の活動を中止したことにより 9 回になった。

助成金配分額は 80,000 円で、すべて必要経費として使い切った。

→返還不要です。ただし、活動に必要な経費として使っていない場合は返還となりますのでご注意ください。

○助成金が残ってしまった場合

例) 年間 10 回活動予定だったが、3 月の活動を中止したことにより 9 回になった。

助成金配分額は 80,000 円で、当初対象経費予算は 85,000 円だったが 60,000 円を対象経費として使い、残り 20,000 円を使い切ることができなかった。

→返還となります。対象経費分を使い切れなかった場合、そのうちの 2 割は自主財源を充てていただくこととなります。

計算方法： 対象経費の支出合計額×0.8＝①助成金
当初助成金－①助成金＝返還金

例の場合、80,000 円－(60,000 円×0.8)＝32,000 円が返還金となります。

※使い切れなかった分の差額返還ではありません。

※日帰りバスハイク等、単発事業が中止となった場合、全額返還となります。

ただし、事前に購入していた物品等がある場合、応相談となります。

ご不明な点がございましたら、区社協ふれあい助成金担当までご相談ください。